

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

茨城厚生年金 事案 1970

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月31日から同年5月27日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月27日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から5年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、加入記録が無いことが判明した。

しかし、私は、平成4年3月31日以降も継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年3月31日から同年5月27日までの期間について、A社に係る商業登記閉鎖登記簿により、申立人の同社における取締役の辞任日が同年5月26日であることが確認でき、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は同日に被保険者資格を喪失したとされているが、当該資格喪失処理が行われたのは、当該適用事業所ではなくなった日より後の5年2月5日であることが確認できる上、申立人のほか2人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社に係る商業登記閉鎖登記簿における取締役の辞任日の翌日である同年5月27日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年5月27日から5年1月1日までの期間については、同僚から、申立人は4年の秋頃まで勤務していたとの証言は得られたものの、具体的な勤務期間は特定できない。

また、A社は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社における申立人の当該期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日は20万円、16年12月10日は24万3,000円、17年12月9日は23万7,000円、18年6月9日は16万1,000円、同年12月11日は23万1,000円、19年6月11日は20万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年6月9日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年6月11日

年金事務所からの連絡により、A社において支給された申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。

賞与明細書からも分かるとおり、賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間の年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日は20万円、16年12月10日は24万3,000円、17年12月9日は23万7,000円、18年6月9日は16万1,000円、同年12月11日は23万1,000円、19年6月11日は20万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 56 年 6 月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和 55 年 7 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料が未納となっていた。私は、58 年頃に国民年金の加入手続を行った際に、係の方から過去の未納分を納付することを勧められ、55 年 7 月まで遡って過去の全ての未納保険料を納付したはずである。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の任意加入者の被保険者資格取得日が同年 8 月 3 日であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられるが、この時点において、申立期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間直後の昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った時点において、遡及可能な限度まで遡って過去の未納保険料を納付したものの、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。